

制限付一般競争入札公告共通事項（工事）

制限付一般競争入札については、公告及びこの制限付一般競争入札公告共通事項を確認のうえ入札に参加してください。

（※共同企業体に関する事項は、公告の応募形態に共同企業体の記載がある場合に限りです。）

制限付一般競争入札は、兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して入札を行います。入札に関する手続きについては、兵庫県電子入札共同運営システム利用規約、三田市電子入札運用基準及び三田市電子入札のしおりに従って行います。

制限付一般競争入札に参加するには以下の要件（①～⑫）をすべて満たす必要があります。

- ① 三田市の競争入札参加資格取得（登録）者又はそれを取得（登録）している者であること。
（共同企業体は全構成員）
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく入札参加の資格制限に該当しないこと。
（共同企業体は全構成員）
- ③ 公告で必要とする建設業の許可について、公告日において三田市の入札等参加資格の登録があること。
- ④ 経営事項審査結果の点数は、総合評点のものとする。
- ⑤ 単独企業・共同企業体の混合入札の場合、単独企業と共同企業体の構成員としての両方の参加は認めない。その場合、単独企業を優先し共同企業体の参加は認めない。
- ⑥ 施工実績に関する条件の「国、地方公共団体等」には公団、公社、事業団等の「国、地方公共団体等」に準ずる機関を含む。
- ⑦ 元請としての施工実績であり、工事が完成し、引渡し完了したものであること。
（共同企業体は、代表者の実績）
- ⑧ 三田市の指名停止基準に基づく指名停止又は建設業法第28条の規定による営業停止の処分を入札参加申込期限日（確認基準日）から契約予定日までの間に受けていないこと。
（共同企業体は全構成員）
- ⑨ 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中の者については、会社更生法に基づく裁判所の更生計画の認可決定までの間、入札参加できない。また、民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続中の者については、民事再生法に基づく裁判所の再生計画の認可決定までの間、入札参加できない。ただし、国土交通省一般競争参加資格認定（再認定）がある者はこの限りでない。
（共同企業体は全構成員）
- ⑩ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づく電子認証カード（以下「ICカード」という。）を取得し、本市の電子入札システムに接続可能なものであって、当該ICカードを使用し入札参加資格確認申請受付締切日までに本市の電子入札の利用者登録手続きを完了していること。なお、特定建設工事共同企業体は、代表者のICカードを使用すること。
- ⑪ 配置予定技術者について、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより、配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札に参加してはならず、入札参加申し込みをした者は直ちに申し込みの取り下げ又は入札を辞退すること。
- ⑫ 落札者は、入札参加申込書に記載した配置予定技術者の中から1名を当該工事現場に配置すること。（配置予定技術者の変更は特別な場合を除き、原則として認めない。）

入札参加の申し込みについては、以下のとおりとします。

- ・ 入札参加申込書の交付は兵庫県電子入札共同運営システム
（<https://www.nyusatsu.ehyogo.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>）にて行う。（無料）

入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を電子入札システムにより送信すること。

ア 競争参加資格確認申請書（電子入札システム内での申請のこと。）

※共同企業体での参加の場合は、JV参加に☑を行い、必ず企業体名称を記入すること。

上記の申請とあわせて、次に掲げる書類を添付し電子入札システムにより送信すること。

ア 制限付一般競争入札参加申込書

※ 兵庫県電子入札共同運営システムポータルサイト（三田市）からダウンロードし必要事項を入力してください。

イ 建設業の許可書の写し（共同企業体は全構成員）

※ 受任者を設けている場合は、受任者の建設業許可状況が確認できる書類

ウ 経営事項審査結果通知書の写し（共同企業体は全構成員）

エ アに記載した施工実績の契約書の写し又は発注者の証明、CORINS等

※ 上記の書類において、公告記載の条件を満たすことが確認できない場合は、確認できる書類（仕様書等の該当部分の写し）を添付すること。

※ 配置予定技術者が施工実績を有することを条件とした場合、CORINS等により、その工事を担当したことを証することができないときは、施工計画書の写し等の該当部分の写しを添付すること。

オ 配置予定技術者の資格証の写し（監理技術者の配置が必要となる場合は、監理技術者講習修了証の写し）、経歴書（実務経験を要する場合）及び雇用関係を確認できる書類

カ 営業所技術者等証明書

営業所技術者又は特定営業所技術者が確認できる書類（建設業許可申請書 別紙四 専任技術者一覧表 等）の写し

※配置予定技術者が、「営業所における専任技術者でない」ことが確認できる書類

※上記ア～カの送信する資料は全てPDFファイルにし、1つのファイルとして送信してください。また、送信するファイル名を「申請者の商号又は名称」に変更して送信してください。

- ・ 申込は公告記載の期間内で、電子入札システムの休止時間並びに土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時から午後5時（申込最終日は午後3時）までとする。
- ・ 設計図書の配布・閲覧は兵庫県電子入札共同運営システム（<https://www.nyusatsu.ehyogo.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>）にて行う。（無料）

※ 設計図書の配布について、ダウンロード用パスワードを設定している案件があるので、その場合は設計図書ダウンロード用パスワード交付申請書を入札参加申し込み期間中に窓口へ持参申請すること。

入札参加資格の審査及び結果通知については、以下のとおりとします。

- ・ 入札参加資格の結果通知は、公告記載の日に電子入札システムの競争参加資格確認通知書により通知する。（電話による問い合わせは受け付けない。）
- ・ 入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、公告記載の日までに、電子入札システムの「参加資格なし」に対する理由請求画面よりその旨を入力し、市に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。（郵送及びファクシミリによるものは受け付けない。）期日までに請求のあった場合は速やかに回答する。

設計図書に対する質問については、以下のとおりとします。

- ・ 設計図書等に対する質問がある場合は、公告記載の日までに入札・契約担当課へファクシミリにより質問を行うこと。（様式は任意のもので可。上記期日以降の質疑は一切受け付けない。）
- ・ 上記の質問に対する回答は、公告記載の回答日までに、「質疑回答書」を兵庫県電子入札共同運営システムの当該案件のページに掲載するので確認すること。
なお、回答日までに「質疑回答書」の掲載がない場合は、質疑がなかったものとする。

現場説明会は原則実施しません。

工事費積算内訳書については、以下のとおりとします。

- ・ 入札に際し、入札書に記載されている入札金額に対応した工事費積算内訳書を作成のうえ提出すること。提出は、電子入札システムにより入札書の添付ファイルとして送信のこと。
- ・ 入札金額と積算金額とは同額とすること。数値が異なっている場合については、規則にのっとり入札金額を有効とする。入札金額が工事費積算内訳書の積算額を上回った場合又は工事費積算内訳書の添付がない入札は無効とする。
- ・ 工事費積算内訳書は指定様式を使用し、三田市電子入札しおりに記載の方法により作成、提出すること。工事費積算内訳書に入札参加者名がない場合等、その入札を無効とするので留意すること。ファイル名に入札参加者名を追加すること。（例：「工事費積算内訳書（○第○号）○○建設）」

契約の連絡方法及び締結場所については、以下のとおりとします。

- ・ 開札後、落札者に対して公告に記載の入札・契約担当課より電話にて連絡し、契約書を手渡す。
- ・ 締結場所は公告記載の入札・契約担当課とする。（落札決定後5日を目途）

契約条項等の閲覧場所及び期間については、以下のとおりとします。

- ・ 閲覧場所は公告記載の入札・契約担当課とする。
- ・ 閲覧期間は、公告記載の入札日の最終日午後3時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前9時から午後4時30分までとする。

その他については以下のとおりとします。

- ・ 提出された資料等は返還しない。
- ・ 入札参加者の連合の疑い、不正不穩の行動等をなす等により、入札を公正に執行できないと認めるとき、又は競争の実益がないと認めるときは、入札を中止することがある。
- ・ 入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係のある複数の者（組合（共同企業体を含む。（3）において同じ。）にあってはその構成員）の同一入札への参加は認めないこととする。その取扱いについては以下のとおりとする。

（1）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

（2）人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下、単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

（3）その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- ・ 本件入札に参加する複数の者の関係が（１）から（３）に該当する場合には、該当者のした入札を無効として取り扱うものとする。ただし、入札執行の完了に至るまでに（１）から（３）に該当する事実が判明し、該当者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはならないものとする。
- ・ 原則として提出された書類の差し替え及び再提出はできない。
- ・ 虚偽の記載をした者は、三田市の指名停止基準により指名停止となり、その者のした入札は無効とする。
- ・ 入札をした者は、入札後この公告、設計書等について、その不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- ・ 三田市電子入札しおりの 25 に該当する入札等は無効又は失格とする。
- ・ 入札金額の入力にあたっては、入札書に入力された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力すること。
- ・ 予定価格と最低制限価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- ・ **入札回数は2回までとする。**
- ・ **最低制限価格を下回る入札をした者は失格とし、予定価格超過となった者で再入札を行う。全者、最低制限価格を下回った場合は、不調とし再入札は行わない。**
- ・ 配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込日において3カ月以上の雇用関係）にある者とする。
- ・ 受注者が共同企業体である場合は、工事の施工にあたっては全構成員の技術者を工事現場に専任配置すること。
- ・ 市が締結する契約から暴力団及び暴力団員を排除し、その適正な履行を確保するため、契約金額が200万円を超える案件については、契約締結時までに自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を徴取する。
- ・ 入札参加者は三田市電子入札のしおり、三田市電子入札運用基準及び兵庫県電子入札共同運営システム利用規約、三田市契約事務規則及び工事請負契約の締結に際しての留意事項を熟読し、その他関係法令を遵守しその内容を十分承知して参加すること。